

処 分 基 準

令和 6 年 1 1 月 8 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 1 1 条第 2 項
処 分 の 概 要：銃砲等又は刀剣類の所持許可の取消し
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条（許可）、第 6 条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、第 5 条第 5 項（許可の基準）、第 1 1 条第 2 項
処 分 基 準： 法第 5 条第 1 項第 3 号から第 5 号まで又は第 1 5 号から第 1 8 号までに該当する同居の親族が生じた場合は、許可者が当該同居の親族の影響を排して銃砲等又は刀剣類を適正に保管等することができると認められる場合を除き、許可を取り消すものとする。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備 考：